

協議第39号 事務機構及び組織の取扱いについて

事務機構及び組織の取扱いについて提出する。

平成16年 5月27日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

事務機構及び組織の取扱いについて

新市における事務機構及び組織の取扱いについては、住民サービスの維持・向上を図ることができるよう、別紙「新市における組織・機構の整備方針」及び「本庁及び支所の機能並びに事務分担の基本方針」に基づき、整備を行なうものとする。

平成16年 6月24日 確認

「新市における組織・機構の整備方針」

新市における組織・機構は、合併の趣旨を踏まえ合併の効果を最大限に活かすため、できる限り統合・一元化に努めながら次の事項を基本として整備する。

1. 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
2. 市民の声を適正に反映することができる組織・機構
3. 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
4. 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

「本庁及び支所の機能並びに事務分担の基本方針」

本庁・支所の機能及び事務分担は、地理的事情及び住民サービス等に十分配慮したものとする。

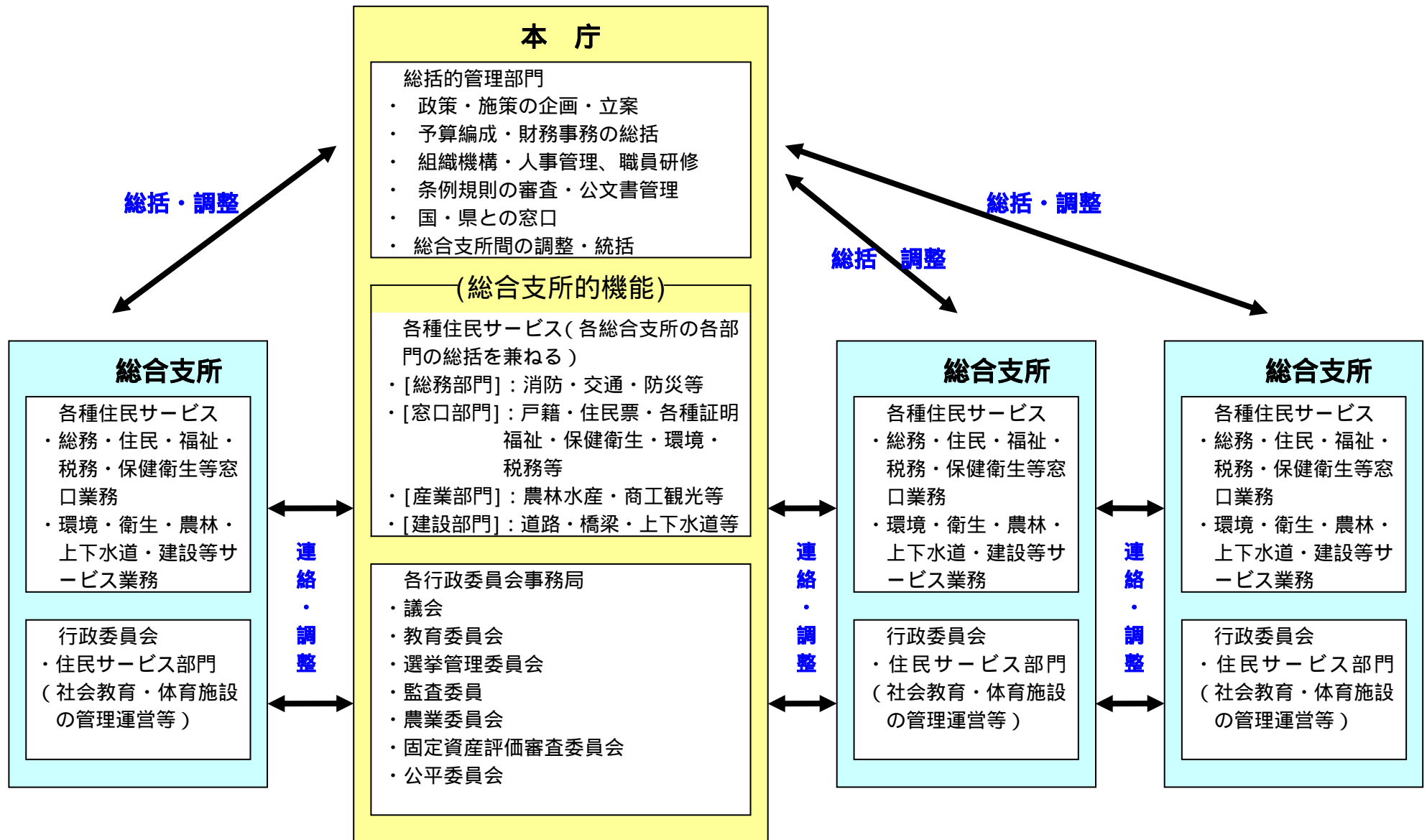
1. 本庁は、総務・企画・財政等の管理部門、住民・福祉・環境等住民サービス部門及び議会・教育委員会・農業委員会等の事務局を配置し、新市全体に係る政策・施策の企画立案、総括的な調整・管理事務を所掌し、以下のとおり新市の機能及び事務を分担する。
 - (1) 市政の総合的な企画・調整
 - (2) 組織・機構及び職員に関する管理の総括
 - (3) 予算編成及び財務事務の総括
 - (4) 国及び県との窓口
 - (5) 総合支所及び総合支所間の総括的な管理・調整
 - (6) その他本庁で分掌した方が新市として一体性のある事項
2. 支所は、新庁舎が機能するまでの間は総合支所とし、本庁で専ら所掌する事務を除き、合併前の旧市町村の区域を所管区域とした住民サービスを提供する総合行政機関及び地域振興の拠点として、以下のとおり新市の機能及び事務を分担する。
 - (1) 住民生活に密接に関連した行政サービスの提供に関する事項
 - (2) 所管区域の地域振興策の施行及び当該区域に関し予定される新市建設計画の施策に関する事項
 - (3) その他総合支所で分掌した方が住民サービスの維持・向上につながる事項
3. 新庁舎完成後、総合支所は支所に移行するものとし、支所の機能及び事務については、合併の効果及び職員の定員適正化計画等を勘案しながら新市において検討する。

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	事務機構及び組織の取扱い	関係項目		
調整の内容	新市における事務機構及び組織の取扱いについては、住民サービスの維持・向上を図ることができるよう、別紙「新市における組織・機構の整備方針」及び「本庁及び支所の機能並びに事務分担の基本方針」に基づき、整備を行なうものとする。			
	現		況	
市町村名	菊池市	七城町	旭志村 泗水町	
市 町 村 別 内 容	組織機構図			
	<p>市長 — 助役</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務企画部 <ul style="list-style-type: none"> 政策推進課 総務課 人事課 財政課 人権同和对策課 市民部 <ul style="list-style-type: none"> 市民課 健康管理課 環境課 税務課 福祉課兼福祉事務所 <ul style="list-style-type: none"> 保育園 老人ホーム 男女共同参画推進室 経済部 <ul style="list-style-type: none"> 農林振興課 耕地課 商工観光課 国際交流・企業・イベント推進室 建設部 <ul style="list-style-type: none"> 土木課 都市整備課 <p>収入役 — 会計課</p> <p>水道局</p> <p>教育委員会 — 学務課</p> <p> — 社会教育課</p> <p> — 社会体育課</p> <p>議会 — 議会事務局</p> <p>監査委員 — 監査委員事務局</p> <p>選挙管理委員会 — 選挙管理委員会事務局</p> <p>農業委員会 — 農業委員会事務局</p> <p>公平委員会 — 公平委員会事務局 (総務課兼務)</p>	<p>町長 — 助役</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 企画開発課 税務課 町民課 <ul style="list-style-type: none"> 保育園 産業振興課 建設環境課 会計課 <p>教育委員会 — 教育課</p> <p>議会 — 議会事務局</p> <p>監査委員 — 監査委員事務局 (議会事務局兼務)</p> <p>選挙管理委員会 — 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務)</p> <p>農業委員会 — 農業委員会事務局</p>	<p>村長 — 助役</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 交通安全対策室 税務課 企画財政課 環境保健課 住民福祉課 農政課 建設課 会計室 <p>教育委員会 — 教育課</p> <p> — 幼稚園</p> <p>議会 — 議会事務局</p> <p>監査委員 — 監査委員事務局 (議会事務局兼務)</p> <p>選挙管理委員会 — 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務)</p> <p>農業委員会 — 農業委員会事務局 (農政課兼務)</p>	<p>町長 — 助役</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 企画開発課 商工観光対策室 税務課 健康福祉課 老人ホーム 町民課 人権同和对策室 農政課 建設課 生活環境課 <p>収入役 — 収入役室</p> <p>教育委員会 — 学務課</p> <p> — 幼稚園</p> <p> — 生涯学習課</p> <p> — 公民館</p> <p>議会 — 議会事務局</p> <p>監査委員 — 監査委員事務局 (議会事務局兼務)</p> <p>選挙管理委員会 — 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務)</p> <p>農業委員会 — 農業委員会事務局 (農政課兼務)</p>

< 本庁及び総合支所の機能概念図（例） >



地方自治法 (抜粋)

(地方公共団体の法人格とその事務)

第 2 条 地方公共団体は、法人とする。

2 ~ 1 3 省略

1 4 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

1 5 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

1 6 ~ 1 7 省略

(地方公共団体の事務所の設定又は変更)

第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第 1 項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。

(支庁・地方事務所・支所等の設置)

第 1 5 5 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁(道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第 4 条第 2 項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

(行政機関の設置・国の地方行政機関の設置の条件)

第 1 5 6 条 普通地方公共団体の長は、前条第 1 項に定めるものを除く外、法律又は条例の定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

2 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定める。

3 第 4 条第 2 項の規定は、第 1 項の行政機関の位置及び所管区域にこれを準用する。

4 ~ 5 省略

(内部組織)

第 158 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近の下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第 1 項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なくその要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあっては総務大臣、市町村にあっては都道府県知事に届け出なければならない。

(支庁及び地方事務所等の長)

第 175 条 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、事務吏員を以てこれに充てる。

2 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の吏員その他の職員を指揮監督する。

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

第 180 条の 5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会

(4) 監査委員

2 省略

3 第 1 項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

4 前 3 項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たっては、当該普通地方公共団体の長が第 158 条第 1 項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

5 ~ 8 省略

協議第39号 事務機構及び組織の取扱いについて 参考資料3

先進地事例

団体名	合併の概要	調整方針
東京都 あきる野市	方式 新設 期日 H7.9.1 団体数 1市1町 人口 79,979 面積 73.34km ²	(1) 現在の秋川市庁舎及び五日市町庁舎を有効利用した組織及び機構とする。 (2) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮するものとする。 (3) 出先機関は、おおむね現行のまま存続する。 (4) 新市の組織・機構の整備については、「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。 (5) 教育委員会等の各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。 また付属機関については、原則として統合するものとし、独自に置かれている付属機関については、事態等を考慮し整備するものとする。 なお、各委員の身分の取扱等については、2市町の長が別に協議して定めるものとする。
兵庫県 篠山市	方式 新設 期日 H11.4.1 団体数 4町 人口 47,426 面積 377.61km ²	(1) 新町の組織及び機構については、「新町行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。 (2) 新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。
香川県 さぬき市	方式 新設 期日 H14.4.1 団体数 5町 人口 57,772 面積 158.81km ²	(1) 現在の津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。 (2) 新市の組織・機構については、「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。 (3) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。
熊本県 あさぎり町	方式 新設 期日 H15.4.1 団体数 1町4村 人口 17,655 面積 159.49km ²	(1) 町民が利用しやすく、町民の声を適正に反映することが出来る組織・機構 (2) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構 (3) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 (4) 行政課題や緊急時に即応できる機能的な組織・機構
熊本県 上天草市	方式 新設 期日 H16.3.31 団体数 4町 人口 35,317 面積 125.95km ²	1 新市の組織及び機構については、本庁方式とし、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、合併時まで調整する。 ただし、本庁舎の構造等により集中させることが困難な場合は、一部機能を分散することも考慮する。 2 住民サービスが低下しないよう、現行の役場は本庁及び支所として活用するとともに、出張所は、現行どおり存続させる。 新市における組織・機構の整備方針 地方分権における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 市民の声を適正に反映することができる組織・機構 市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構 簡素で効率的な組織・機構